

第11次和歌山県交通安全計画の概要

1. 計画策定の趣旨及び根拠

交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、今後5年間に講じるべき交通安全に関する施策の大綱を定める。

2. 計画期間

令和3年度から7年度までの5年間

3. 計画の構成

道 路 交 通

鉄 道 交 通

1. 基本的な考え方

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には、**交通事故のない社会を目指す。**

2. 目標

- ① 交通事故死者数 **17人以下**
- ② 重傷者数 **313人以下**
(令和2年は死者数18人、重傷者数314人)

3. 道路交通の安全についての対策

<7つの柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進

～ 講じていく主な施策 ～

- ◇ **道路交通環境の整備**
 - 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間等の整備【拡充】
 - ・ 未就学児を中心とした子供の安全確保のため、保育所等も含めて連携
- ◇ **交通安全思想の普及徹底**
 - 横断歩行者の安全確保【新規】
 - ・ 運転者・歩行者に対する交通安全教育、交通指導取締りを推進
 - 条例に基づく広報啓発活動の推進【拡充】
 - ・ 飲酒運転根絶に関する広報啓発の推進
 - ・ 自転車の通行方法の周知徹底及び自転車保険への加入の促進
- ◇ **安全運転の確保**
 - 妨害(あおり)運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育【新規】
 - ・ 運転適性検査により、悪質・危険な運転特性の矯正
 - 高齢運転者対策の充実【拡充】
 - ・ 改正道路交通法の円滑な施行(令和4年6月までに施行)
一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査申請による安全運転サポート車限定の条件付免許制度
- ◇ **車両の安全性の確保**
 - 自動運転車の安全対策・活用の推進【新規】
 - ・ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進
- ◇ **道路交通秩序の維持**
 - 交通の指導取締りの強化等【拡充】
 - ・ 飲酒運転や妨害(あおり)運転等の危険性の高い違反や自転車利用者に対する指導取締りの強化
 - ・ 高速道路での妨害(あおり)運転等の取締りを強化
- ◇ **被害者支援の充実と推進**
 - 交通事故被害者支援の充実強化【拡充】
 - ・ 和歌山県犯罪被害者等支援条例に基づく各種支援施策の推進

1. 目標

- ① **乗客の死者数ゼロ**を目指す。
(令和2年はゼロ)
- ② 運転事故**全体の死者数減少**を目指す。
(令和2年は4人)

2. 鉄道交通の安全についての対策 <6つの柱>

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進

踏切道における交通

1. 目標

- 踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の**発生を極力防止**する。
(令和2年は2件)

2. 踏切道における交通の安全 についての対策

<4つの柱>

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置